(c)　統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産において使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総重量が当該産品の総重量の十パーセント以下の場合

2　もっとも、1に規定する非原産材料の価額は、産品に適用可能な原産資格割合に関する要件においては、非原産材料の価額に含める。

第四十五条　組み立ててないか又は分解してある産品

1　第三十九条から第四十二条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って完成品として分類される産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国から他方の締約国から輸入される場合であっても、他方の締約国の原産品とみなす。

2　締約国において組み立ててないか又は分解してある産品の材料から組み立てられる産品であって、当該材料が統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って完成品として分類される産品として当該締約国に輸入されるものについては、当該締約国の原産品とみなす。ただし、組み立ててないか又は分解してある産品の非原産材料が組み立ててないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国に輸入されていたならば、当該産品が第三十九条から第四十二条までの関連規定の適用される要件を満たしていたであろう場合に限る。

第四十六条　代替性のある産品又は代替性のある材料

1　在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び当該原産材料と代替性のある非原産材料が産品の生産において使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、それらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2　代替性のある締約国の原産品及び当該原産品と代替性のある非原産品が在庫において混在している場合において、それらの産品が在庫において混在している締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸しの作業及びそれらの産品を良好な状態に保存するために必要な他の作業を除く。）をも行われないときは、それらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

3　1及び2に定めるいずれかの在庫管理方式を選択した場合には、その選択をした者は、当該選択が行われた会計年度又は会計期間を通じて選択した在庫管理方式を用いる。

第四十七条　セット

1　統一システムの解釈に関する通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット及び統一システムにセットとして明示的に記述される産品は、当該セットに含まれる全ての産品がこの章の規定に従って原産品とされる場合には、締約国の原産品とする。

2　1の規定にかかわらず、セットに含まれる全ての非原産品の価額の総額が、当該セットのＦＯＢ価額であって第四十一条の規定に従って決定されるものの十パーセント以下であり、かつ、当該セットがこの章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合には、当該セットは原産品とする。

3　この条の規定は、附属書三に定める品目別規則に優先する。

第四十八条　附属品、予備部品及び工具

輸入の際に産品とともに納入される附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次のとおりとする。ただし、当該附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと並びに当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであることを条件とする。

(a)　当該産品の生産において使用された全ての非原産材料について附属書三に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該附属品、予備部品又は工具を考慮しない。

(b)　当該産品の原産資格割合を算定するに当たり、当該附属品、予備部品又は工具の価額を当該産品の生産において使用される締約国の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第四十九条　小売用の包装材料及び包装容器

1　産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。ただし、当該産品が次のいずれかに該当することを条件とする。

(a)　完全に得られ、又は生産される産品であって、第三十九条(a)に定めるものであること。

(b)　原産材料のみから生産される産品であって、第三十九条(b)に定めるものであること。

(c)　当該産品について附属書三に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われていること。

2　産品が原産資格割合に関する要件の対象となる場合には、小売用の包装材料及び包装容器については、当該産品の原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第五十条　船積み用のこん包材料及びこん包容器

産品の船積み用のこん包材料及びこん包容器については、当該産品が原産品であるか否かを決定するに当たって考慮しない。

第五十一条　間接材料

産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品の生産において使用される次の要素の原産地については、決定する必要はないものとする。

(a)　燃料及びエネルギー

(b)　工具、ダイス及び鋳型

(c)　設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び産品

(d)　生産において使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の産品

(e)　手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品

(f)　産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品

(g)　触媒及び溶剤

(h)　他の産品に組み込まれていないその他の産品であって、当該その他の産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの

第五十二条　積送基準

1　締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たすものは、積送基準を満たす原産品とする。

(a)　第三国を通過することなく輸出締約国から輸入締約国へ直接輸送されること。

(b)　経由、積替え又は倉庫への一時蔵置のために一又は二以上の第三国を通過して輸出締約国から輸入締約国へ輸送されること。ただし、次の条件を満たすこと。

(i)　当該原産品について積卸し以外の作業及び産品を良好な状態に保存するために必要な他の作業以外の作業が行われていないこと。

(ii)　当該原産品が第三国にある間、当該第三国の税関当局の監督の下に置かれていること。

2　締約国の原産品が1に定める積送基準を満たさない場合には、当該原産品は、当該締約国の原産品とはみなさない。

第五十三条　原産地証明

この章の規定の適用上、次の文書を原産地証明とする。

(a)　次条に規定する原産地証明書

(b)　第五十七条に規定する原産地申告